

今治市新型コロナウイルスへの対策に係る補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、又は感染拡大の影響を受けた地域経済等を活性化するための補助金について、当該補助金の交付の申請、決定等の基本的事項を定めることにより、適正で効率的な補助金の交付事務を行うことを目的とする。
- 2 この要綱の対象となる補助金及びその交付の目的については、別表に定めるところによる。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業で各別記に定める内容のものをいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者で各別記に定める要件に該当する者をいう。
- (3) 補助対象経費 補助金の交付の対象となる経費で各別記に定めるものをいう。
- 2 別記に記載のある用語の意義は、当該別記に定めるところによる。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額（補助率、上限額等）は、各別記に定めるところによる。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、各別記に定めるところによる。
- 3 補助事業者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108条）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び同法第37条第1項の規定により中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者を除く。）であり、かつ、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。
- 4 前項の規定は、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めない補助金については適用しない。

(交付の決定)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書により速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、その内容が不相当と認めるときは、その旨を不交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、別記に審査会（名称のいかんを問わず補助金に係る審査のため組織されたものをいう。）の定めがある補助金については、当該審査会を設置して申請内容の審査をさせるものとする。

4 前項の審査会について必要な事項は、別に定める。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
ただし、別に市長が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（申請の取下げ）

第7条 第5条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、別に市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更の申請等）

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容の変更をしようとするとき。

（2）事業費の大幅な変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、決定した内容を補助金交付決定変更承認通知書又は補助金交付決定変更不承認通知書により、補助事業者に通知する。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後、当該補助事業の廃止若しくは一部の中止をしようとするとき又は補助金の交付条件の変更を受けようとするときは、補助事業（廃止・中止・条件変更）承認申請書により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、補助事業の廃止若しくは一部の中止又は条件の変更を認めるときは、補助金交付決定取消等通知書により、補助事業者に通知する。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業の遂行の状況に関し補助事業者から報告させ、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

(事業遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、各別記に定める提出期限までに実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 第4条第3項ただし書に規定する補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっているときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第3項ただし書に規定する補助事業者は、第1項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、速やかに補助金に係る消費税仕入控除税額報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従ってとるべき措置の完了について準用する。

(補助金の支払)

第15条 第13条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から適法な請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

3 第1項の請求書は、第13条の規定により確定する交付額が交付決定額と同一金額である場合に限って受け付けることを条件として、実績報告書と併せて提出することができる。この場合において、補助事業の内容に則った事業が行われていないときは、その請求書は提出がなかったものとみなす。

4 前項の規定により、請求書を受け付けたときは、第13条の額の確定通知を省略することができる。

(概算払い)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、別記に概算払いの定めがある補助金について必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、概算払請求書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事後申請)

第17条 別記に事後申請の定めがある補助金については、補助事業者は、第4条の申請と併せて第15条第1項の請求書を提出するものとする。この場合において、当該請求書には、第12条に規定する実績報告書に代わるものとして、補助事業の完了を証する書類を添付するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、適当と認めるときは、補助金を交付する。この場合において、第5条に規定する交付決定の通知及び第13条に規定する額の確定通知は、省略する。

3 市長は、審査の結果、補助事業の内容に則った事業が行われていないことにより補助金の交付が不適当であると認めるときは、その旨を不交付決定通知書により第1項の申請をおこなった補助事業者に通知するものとする。この場合において、同項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(事業完了後の事業実施状況報告)

第18条 市長は、別記に実施状況の報告の定めがある補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業の効果を確認するため、補助事業完了後において一定の期間、実施状況報告書を提出させるものとする。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消等通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

3 市長は、第12条第3項に規定する補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出があった場合は、補助事業者に対し期限を定めて当該消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さか

のほりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、別記に処分に承認が必要な財産の定めがあるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱（今治市展示会等出展会支援事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該補助金の交付の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

3 この要綱（今治市ITしごと誘致サテライトオフィス等整備事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該補助金の交付の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

- 4 この要綱（今治市鈍川温泉”ゆ”ノベーション推進事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該補助金の交付決定を受けている者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 5 この要綱（今治市オンライン診療導入事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該補助金の交付決定を受けている者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 この要綱の対象となる補助金等

補助金の名称	補助金交付の目的
<p>今治市展示会等出展支援事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、対面での営業が行えない状況が続いてきた市内事業者が、再開されつつある展示会等に出展し、自社商品等のPRを行うことを支援することにより、市内企業の販路拡大を図ること。</p>
<p>今治市ITしごと誘致サテライトオフィス等整備事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>都市部等から企業及び人の流れを創出するサテライトオフィス、コワーキングスペース及びシェアオフィス(以下「サテライトオフィス等」という。)の整備及び運営への取組を支援することにより、今治市内にIT関連企業の集積を図り、もって、雇用のミスマッチ解消による若者のふるさと回帰及び地域におけるIT人材の育成を推進すること。</p>
<p>うみ・やま・しま今治体験型観光プログラム創出事業費補助金</p>	<p>本市の島しょ部及び中山間地域(以下「支所地域」という。)ならではの魅力ある体験型の観光資源の創出又は既存の体験型観光プログラムの磨き上げを支援し、市内への観光客の誘客及び観光客の市内滞在時間の拡大等を促進することで支所地域の活性化を図ること。</p>
<p>今治市鈍川温泉”ゆ”ノベーション推進事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、深刻な影響を受ける観光事業者の早期再生に向けて、地域が一体となって取り組む観光振興施策を支援すること。</p>
<p>今治市オンライン診療導入事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>市内医療機関のオンライン診療の導入を促進することで、新型コロナウイルス感染症感染拡大や受診控えを防止し、市民の健康増進を図ること。</p>

別記

今治市オンライン診療導入事業費補助金

1 補助事業者

次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請時において、今治市内に病院又は診療所を開設しているもの
- (2) 補助金の申請時において、市税の滞納がないもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないもの
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないもの

2 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額及び上限額 (1 補助事業者あたり)
オンライン診療システム導入初期費用	ソフトウェア導入初期費用 機器導入経費 インターネット・Wi-Fi 環境整備費 等	補助対象経費全額 上限 385,000 円
患者に対する使い方支援の費用	講師料（旅費、宿泊費等を含む） テキスト料 等	補助対象経費全額 上限 60,000 円

備考 1 他の公的機関等が実施する補助事業の対象となっている経費は補助対象経費に含まない。

2 補助金の交付は、同一の補助事業者について1回限りとする。

3 申請書の提出期間

令和4年9月21日から令和5年3月10日まで

4 実績報告書の提出期限

補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日まで